

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録（平成24年度第1回）

日時 平成24年9月13日(木) 午後2時
場所 米子市役所本庁舎401会議室
出席者 委員 松原雄平(会長) 竹下靖彦 西村正男 奥田正雄 中村富士子
事務局 入札契約課 奥谷課長 宮松課長補佐 山浦主幹
工事所管課 水道局 体育課 計画整備課 施設課 環境事業課
建築住宅課 維持管理課 土木課 農林課

議題 (1) 平成23年度下半期の入札契約の運用状況について審議

議事内容

[午後2時開始]

事務局

本日は、お忙しいところをご出席いただきありがとうございます。本日は、平成23年度下半期における入札状況について、ご審議いただきたいと思います。

なお、会議は、松原会長の司会で進行をお願いしたいと思いますが、松原会長につきまして、ご報告を申し上げたいことがございます。

松原会長は、これまでの防災行政に貢献されたことにより、このたび平成24年防災功労者防災担当大臣表彰を受けられ、おととい11日に東京で表彰式がおありでした。ここにご報告申し上げると共に改めてお祝い申し上げます。おめでとうございます。

では、進行につきまして、松原会長、よろしく願いいたします。

松原会長

では、ただいまより審議会を開始したいと思います。事務局の方から今回の案件についての報告をお願いします。

事務局

それでは、初めに今回の審議案件の全体的な特徴を説明いたします。

今回の工事の平均落札率については、入札については93.2パーセント、随意契約分も95.7パーセントです。これは、上半期と比較しますと、2パーセント近くも上昇しております。この理由としましては、この下半期は、昨年9月に鳥取県を襲った台風12号による被害箇所の対応又は修繕工事が大量に、しかも一時期に集中して発注されました。この状況については、県や近隣町村でも同様でした。

そのため、受注業者側にとって、配置可能な技術者の数の問題、工事箇所の状況による工事難易度、採算性などを総合的に考慮して、入札参加を検討していた状況でした。このような中では、従前のように、仕事がないから採算としては厳しいものであっても激しい価格競争を展開するというのではなく、採算として見合う受注金額での入札が今回のような落札率の上昇という結果になったものと考えております。

なお、今申し上げましたのは工事入札落札率の上昇の原因についてはありませんが、この台風12号被害に対する復旧工事が大量にあったことは、1社しか入札に参加しなかった案件が多かったことにもつながるものと考えておりますが、この状況については、竹下委員から事前に質問項目としていただいておりますので、その際に改めて説明させていただきます。

次に、設計業務等の委託についてですが、こちらの落札率は上半期とほとんど変わらず入札が93.3パーセント、随契が95.7パーセントでした。

この他に、平成24年度に実施した入札制度改正についてですが、総合評価方式での受注実績項目の新規導入とか、工事希望型指名競争入札での2割非指名の見直しとかがありますが、この説明についても、竹下委員の方より事前に、「工事希望型指名競争入札と通常型指名競争入札の相違点を改めて説明してほしい」とご質問がありましたので、その際に説明させていただきます。

松原会長

では、委員のみなさんから今の報告について質問がありますでしょうか。

竹下委員

私の方から、前回審議会で注文させていただいたが、クリーンセンター関係の工事については、その内容が分かるようなもっと詳細な資料をとの要求に対しては、今回は、業者との質疑応答も含めたものを提出してもらった。これは画期的なことと思うが、改めて感謝したい。

松原会長

では、今回の委員の皆さんが抽出された案件の審議に移りたいと思いますが、どうぞご質問ください。

事務局

今回は、所用のため、急遽、ご欠席となられた田原委員の方から、事前に文書で、ご質問をいただいているので、こちらの回答を先にさせていただきます。よろしいでしょうか。

松原会長

どうぞ。

田原委員のご質問は2点あります。1点目は、「今回の下半期の工事案件で、くじびきで落札決定となったものが21件あるが、過去、こんなに多かったことはないと思う。くじ引きになるということは同じ金額を複数あるということは普通にあることなんでしょうか?」ということと、2点目は、「前回審議会で緊急工事の発注方法の説明を受けましたが、今後も大規模な自然災害も増え、緊急工事も増えてくる可能性があるため、公平かつ迅速な対応のため、何らかの発注ルールをご検討ください」というものでした。

これらのご質問に順にお答えしたいと思います。

まず、1点目のくじ引きでの落札決定の多さと理由についてであります。

これについては、事務局も改めて、くじびきの発生件数について、過去の統計を取ってみました。※統計資料を別途配布

これは、平成20年度から平成23年度のものですが、今回の審議対象となった平成23年度下半期は、21件（内、2件は随契分）と多かったのですが、年度を通すと入札では223件中25件発生し、発生比率としては約11パーセントでした。この数字は、平成21年度が約12パーセント、22年度が約9パーセントでしたので、今年度だけが突出したものではないと思われ

まず、平成20年度だけは発生比率23パーセントという高い数値を示しておりますのは、当時、最低制限価格ラインが、予定価格の85パーセントで上限としていましたので、工事積算内容を分析した結果、もし86パーセントとか87パーセントとかは分からないが、確実に85パーセントを超してラインがあると見込まれるものは、全て85パーセントで設定されていることが容易に業者側が推察可能であったため多発したものと考えております。

その後、21年度からは最低制限価格ラインを90パーセント程度にまで引き上げた際、上限を設けず、算出結果をそのまま採用したため、積算能力のあるところしかラインが判断できず、今のような発生率にまで下がったものと考え

そして、このくじ引きとなる同額入札書が複数ある理由ですが、人によっては「同じ金額になるのはおかしい。談合があるのでは」という疑念を言われることがあります。

この点については、これまでもこの審議会でご説明したことの繰り返しで恐縮ですが、談合できる土壌があれば、採算上苦しい最低制限価格と同額ではなく、もっと予定価格に近い高率の価格ラインで調整するのが自然であり、あくまでも激しい受注競争の結果と考えています。公共工事の発注が減少する中、採算重視よりまず受注優先となり、価格競争としての入札の中では最低制限価格ラインでの勝負をするしかないことが背景であると思

その上で、くじ引きとなるのはほとんどが土木系のものですが、土木系工事においては、積算体系が詳細に公表されている関係で、予定価格が事前公表されていることから、最低制限価格ラインは、積算能力の高い業者は算出がしやすいことが大きな要因で推察します。

では、その予定価格の事前公表を止めれば良いのではないかという議論になるかと思

次に2点目のご質問の緊急工事における発注ルールについてであります。

これについては、前回の審議会で、ご説明した内容が、緊急性を有するもので適切に実施してもらう必要があることから、原則としては、その工事現場に詳しい業者又は近い業者に発注することにして

これは、例えば、道路関係の対応なら、年間道路維持補修業務を請負っている業者であり、下水道管路関係なら、これも年間維持補修業務の業者となります。これらで対応できないときには、すぐ出動できる業者ということになりますので、まず地理的なものが判断材料となります。

では、ご質問いただきましたように、もっと具体的な発注ルール、例えば発注順リストの確立ということについては、できることならあった方が良いのですが、現実問題としては、その緊急対応というのが、そのときそのときで違

例えば、先ほどは道路とか下水道とか例にしましたが、この他にも水害とか土砂崩れ、地割れ等色々な場面が想定され、それら全てに一律に適用できるリストづくりというのはなかなか難しいものがあります。従いまして、今のところは、原則論は先ほどのものとして、実際には、そのときの状況と、それに対応可能な人員、機材を保有している業者をすみやかに選定したいと考えております。

ただ、前回の審議会のと違う点ですが、市の方としましても、その発注が速やかにできるように、台風12号発生以後の昨年12月末に、米子市建設業協議会という市内の工事業者が加盟しておられる団体と「災害時における応援業務等に関する協定」を締結いたしました。

これは、緊急対応をしてもらう場合に問題となるのが、実際に頼む相手方が技術者や保有設備の関係又は他団体の緊急発注との関係で、市の出動依頼に応じてくれる業者がいなくなるということが発生することです。

この協定を締結することで、この加盟業者の方々には出動待機をしていただき、市からの依頼に対しては迅速に対応していただけるようになることを期待しております。

中村委員

その建設業協議会というのには、市内の業者の方はどれぐらいの割合が入っておりますか。

土木課
中村委員
事務局

加盟業者は54社と聞いています。
それは、市内業者のほとんどですか。
全部ではありませんが、市の入札参加資格者の大手では半分以上が入っています。

松原会長

災害というのは、いつ発生するか分からないものですから、そのような協定を締結して対応を用意しておられるのは良いことだと思います。

事務局

次に、他のご質問はありませんか。

できれば、米子市の入札制度において、通常型指名競争入札と工事希望型指名競争入札の相違点について、竹下委員より事前に文書質問をいただいております、説明したいと思いますが、その前に、再度、竹下委員から質問の意図を聞かせていただいております、的外れな説明をしなくても良いと考えております。

竹下委員

この制度については、以前にも、説明を受けたことがあったが、もう一度確認がしたいということである。

事務局

では、これらの入札方式については、米子市の工事入札の基本でもあります、これまでは、工事希望型指名競争と言ったり、時には郵便入札と言ったり、総合評価方式入札という言葉を使ったりと、聞き様によつては、市の入札方式というのは、何個もあるのかと誤解されてもしかたのないような面もありました。

そのため、今回、改めて市の入札方式の説明資料を作成しましたので、これに基づいて説明させていただきます。

米子市・工事入札制度の概要説明(平成24年度)		※随意契約・条件付一般競争入札を除く。	
	通常型指名競争入札	工事希望型指名競争入札	公募型指名競争入札
概要	予定価格130万円超(特殊案件のみ) 市が、施工能力・実績等を判断して、入札参加者を一方的に指名する方法。指名の恣意性が問題となることから、現在は、24時間体制が必要な道路等年間維持補修契約案件等特殊な事例の案件のみに適用。	予定価格130万円超から1億5千万円未満 市が発注案件をホームページにて公表し、それに対して入札参加希望をしてきた者を指名する方法。入札指名の透明性、公平性、競争性を確保することを目的とし、現在、市での基本方式。	原則、予定価格1億5千万円以上 工事希望型指名競争入札と同様に、入札参加希望者を募るが、大型工事であり、より適正な工事施工を確保するため、入札参加資格として、会社又は配置技術者に施工実績を求め、それを審査する方法。
参加者募集方	市が指名した業者者のみに個別通知。	ホームページにて公表し参加者募集	同左
参加者の審査・指名方法(入札参加者数について)	市の方で、施工能力・実績等を判断して指名基準数の業者を指名する。 (参考)指名基準数 1千万円未満 8社 ～7千万円未満 9社 ～1億5千万円未満 10社 1億5千万円以上 11社	入札参加希望者数が指名業者基準数を超すような競争性を確保されている場合には、工事成績・受注量等を点数化して、その合計点数の序列で下位から希望者の2割に相当する業者数を非指名とする「 2割非指名方式 」を採用。これにより、工事成績の良い業者、まだ受注をしていない業者等が優先的に入札に参加できるようにする。 基準数以下の希望者しかないときは、全員指名。	現在、参加資格を満たした応募者は全員指名する運用。
入札書の提出方法	会場集方式 会場に入札参加者が一堂に集い、入札書を提出する方式。予定価格に達しない場合には、郵便入札と違い、その場で2回目の入札が可能。 しかしながら、予定価格を事前公表している場合、1者しか参加者がいないときは、その場で記入する入札金額には競争性がないものとして入札は実施しない。	郵便方式 入札書を期日指定郵便にて提出。入札日に開封。入札参加者は、他に入札参加者がいるか不明なため、仮に1者だけの参加でも提出された価格には競争性がある。 しかしながら、2回目の入札がその場でできないため、予定価格を事前公表しておく必要がある。	郵便又は会場集方式 同左 ※近年、土木工事では最低制限価格ラインと同額入札が複数ある傾向が顕著であるため、その場合のくじ引きが直ちに実施できるように、会場集方式としている。
落札者の決定方法	予定価格以下かつ最低制限価格以上で、最も低い金額を提示した者を落札者とする。	同左 〈例外〉総合評価方式による落札決定 予定価格2500万円以上の土木一式工事(一般)のみに適用。 工事の品質確保を目的として、入札者の工事成績(会社、配置予定技術者)等も評価項目として、単に金額だけでは落札決定しない	予定価格以下かつ最低制限価格以上で、最も低い金額を提示した者を落札者とする。

事務局

※事務局が資料を読み上げながら説明。

以上のような内容で、米子市の入札方式があります。

これまでは、よくその時その時の話題に応じて、入札方式を郵便入札とか総合評価方式入札とかの言葉を使用しましたが、これらは、工事希望型指名競争入札という枠において、入札書の提出方法とか、落札者決定方法という側面から表現していたものです。

松原会長

では、制度の説明がありました、何かご質問はありますか。

竹下委員

ないようでしたら、個別入札案件の審議を続けます。

私としては、No.2 計画整備課の「博労町一丁目二丁目枝線工事」を抽出させてもらいました。

これは、入札参加者6社中4社までもが最低制限価格を、わずか1000円とか数千円を下回り失格となっている。

私としては、最低制限価格の算出式も公表されているのであれば、こんなにたくさんの業者が失格になるということはないのではないかと思う。

しかも、工事内訳書の内容を見ると、各項目で各社が相違があるのに、合計金額では近い数字になっている。

この点については、以前にも指摘したが、談合がある場合で、本命が落札できるように他の者が辞退をして1社入札となる事例もあるのではないかと言ったが、この失格というのは同様な辞退行為のすりかえとでもということも考えられるのではないか。

事務局

このような点について、どのように考えられるのか？

今のご質問については、いくつかのポイントが複数入っていると思います。

一つは、なぜ最低制限価格のラインに入札金額が多いのかということ。二番目が、これまでも論議があった工事内訳書の積算というものとはどのようなものなのか、きちんと積算がされているのか、それとも単なる辻褄合せではないかということ。そして、三番目が1社入札のように辞退がされる理由はどのようなことがあるのか、ということではないかと思います。

これらの点についての事務局の考えであります、はじめに1社入札が多く発生している理由を事前に竹下委員から書面で質問をいただきこれは後から説明いたしますと冒頭で申し上げましたが、これと関連すると思いますので、こちらの方からお話をさせていただきます。

今回の審議対象となった23年度下半期の間、1社だけの入札となったのは18件ありますが、これは通例よりはるかに多い状況であります。

これについては、この18件中13件が土木工事であり、そのほとんどが冒頭にお話した台風における被害箇所に対する災害復旧工事であります。

これらの災害復旧工事は、23年12月以後に、一斉に発注をはじめたものであります、米子市だけでも30数件を、さらに県や近隣町村も発注したことで、業者数に比して大量の工事が一時期に出た形となりました。これは災害査定が終わり設計が終わったのが同一時期であったのが背景であります、そのため、業者側としては、配置技術者の確保、工事箇所の難易度、採算性、これは特に県工事では億に近い大型工事が今後発注されると予想されていたこともあり、これらを考慮し、入札参加案件を選別し、その結果、入札において、1者しか参加しないと、1者も参加がなかった事例が多発したものであります。

ちなみに、規模からすると全然比較にならないと思いますが、東日本大地震における東北地方の復旧工事においても、同様な状況が起き、昨年11月の福島県では発注工事の半分が落札者がなかったということもあります。

次に、失格者が最低制限価格の1000円や数千円下回るということが不自然ではないかという点についてであります、これについては、最低制限価格ラインを推測する作業において、予定価格から逆算することがありますが、その際には、端数処理をどのように見極めるかということ、千円単位での読み違いがよくあり、このパターンでの失格は、比較的多くあります。

次に、工事内訳書の内容についてであります。これについては、これまでもこの審議会、各社で記載される内訳金額の差が大きい事例がある、さらには、パソコン処理が普通のこの時代に手書きで内訳書が提出されているのはおかしい、禁止すべきではないかという話が出ておりましたので他の自治体での工事内訳書に対する運用を調べてみるとお約束しておりましたので、ご報告いたします。

まず、手書きの取扱いについてであります。各自治体の取扱いで手書き分を禁止するという措置というところはありませんでした。もちろん、電子入札を採用している自治体では手書きということはありませんが、紙入札としているところでは、むしろ手書きの場合の記入例も示しているところもありました。

これらは、工事内訳書の作成に当たり、各会社は積算システム自体は電算処理のものでありますが、その出力様式は、市が求める工事内訳書様式の形式とは違うものであり、市の統一様式で提出しようとするならば、市の作成したPDFに手書きで記入した方が早いという実務的なところがあると思います。また、ある会社は、市の様式そのものを使用する義務があると勘違いして手書きにしていたと言っているところもありました。

ちなみに、市自身として、入札のたびごとに工事内訳書に記載する項目を入れた統一様式をホームページに掲載しますが、この様式を作成するのは、設計は電算処理していても、様式はいちいちワード又はエクセルで打ち直しているような状況です。

従いまして、この手書きについては、今のところ禁止するといことまでは考えておりません。

そして、出された工事内訳書について内容点検を全部についてしているかについてですが、多くの自治体では低入札価格調査対象となるような場合や談合情報があったものには調査するものの、それ以外は全部を内容点検するということは実務的に困難でしていないということでした。そのため、多くの自治体では、米子市と同様に工事内訳書が各社で相違があっても、特段の措置をしていないようでした。

竹下委員

今の手書きでの工事内訳書についてであるが、私としては、談合があるような場合には、本命以外は付き合いとして手書きで簡単に出しておけばいいというようなこともあり得ると考えてのことである。

事務局

事実、ある会社は落札しているときはパソコン入力で、落札していないときは手書きでしているという例も見られる。

竹下委員

今回、手書きをしている会社にヒアリングをしたところ、積算した後に、工事内訳書を記入するが、そのときパソコンを使える者がいればパソコンでしているが、手書きにしたのは使えるものがいなかったためということも聞いている。

そんな理屈が・・・委員の皆さん方もどう思われますか。市民感情としては納得いかないのではないかと。

事務局

それから、市自体が入札執行表でパソコン処理のものと手書き処理のものがあるが、これはやはりパソコン処理すべきものではないかと。

中村委員

これは、市の事務の流れから来るものです。工事入札については、参加者募集のため、ホームページに掲載をし、入札結果についても当然ホームページ掲載となることから電子データ処理をしなければならないものです。

事務局

それに対して、市が一方的に指名する通常型指名競争入札については、ホームページに掲載する必要がないことから手書き処理しているためです。

竹下委員

さきほどの話では、工事内訳は審査しないということでしたが、このNo.2計画整備課の「博労町一丁目二丁目枝線工事」の工事内訳書では、安全費の交通誘導員が124人だが、各社にばらつきがある。これでいいのですか。

計画整備課

この単価については、県と同様の標準単価がありますが、各社が依頼する先で違いは出てくる可能性はあります。

竹下委員

この内訳書を見ると、低いところは5891円/人で、高いところは約1万円/人で開きがある。

業者間で、提携している会社があるみたいなので、一様ということではないと思われる。

奥田委員

私が聞いたところでは、この5891円程度の金額ではとてもできないという話であった。誰もやりたがらない金額の記載は、そもそも整合性がないのではないかと。どこかで辻褃合せをしていると考えられる。

事務局

工事内訳がまちまちなのに、工事費として同じような金額が各社が出している。これは内訳はあまり意識せず、あくまでも入札金額を意識して決定しているということなのだろうか。

竹下委員

この工事内訳書の記載内容で各社が大きな相違がありながらも、合計金額が最低制限価格ライン付近に集中するという状況は、やはり落札目的で、積算は積算だが、最低制限価格でしか勝負できないという各社の考えが反映しているものと考えております。

それでいいと？

事務局 本来あるべき姿からすると、入札金額は必要な資材経費、人件費、そして会社として経営維持や今後の設備投資ができる利益を計算して、その中で価格競争で決定されるべきだと考えております。しかしながら、現実問題として、とにかく落札しないと仕事が入らないとか、銀行融資も受けられないとかの問題があり、このような状況になっていると思われま。

松原会長
事務局 市が手書きの入札執行書を作っているというのは事務上のこととは？
この手書きで入札執行書を作成しているのは、設計業務など委託契約でのものです。これは、工事入札と違い市が一方的に能力や実績をもとに指名する通常型指名競争入札のものばかりで、ホームページに参加者募集をしております。

西村委員 そのため、入札結果についても今のところホームページ掲載はしておらず、入札結果は、入札会場での記録用紙、つまり手書きされたままのものを使用しております。これを改めてパソコンに打ち直すというメリットもないため事務簡便化から来るものです。

事務局 工事内訳が各社ばらつきがあるということだが、各社としては、それぞれ中身を検討し、削減できるところは削減してきているのではないのか。入札金額だけを見るのではなく、そのような工事内訳の中身を検討することも必要ではないか？

事務局 今のお話のように企業努力により出てきている入札金額は、よく中身を検討すべきであるとの考え方で制度として、低入札価格調査制度があります。
米子市としても、以前は、その制度を採用していたこともありましたが、現在は、1円でも下回ったら失格となる最低制限価格制度に切り替えました。
その理由であります。低入札価格調査制度としては、仮に一定ラインを下回ったから自動的に失格にするのではなく、工事内訳とかを検討し、それで工事の品質上問題がなければ契約しても良いという考えのものです。
当時、米子市がそれを採用していたところ、公共工事の減少に伴い激しい受注競争がおき、低価格化が顕著になりました。それに対して、当然、市としては適正に工事ができるか落札予定者からヒアリングをしたり、工事内訳書の明細なものを分析したりする作業をしましたが、そのほとんどが「会社としての利潤を減らしてがんばるもので、工事の品質は落とさない」というもので、結果として落札者となるケースでした。
これが続くと、前の入札では、あの低金額で合格したから、次の入札は、もっと低価格にしないと落札できないと各社が思い、低価格減少に歯止めをかける効果は全くなく、逆に市の方が入札のたびに多大な労力と時間を費やして案件を検討することで、工事の発注が滞るという弊害が生じてしまいました。
そのため、現在、米子市として、ダンピング防止効果を高めるため、1円でもラインを下回れば失格となる最低制限価格制度にシフトしたものであります。

竹下委員 次に、No.G 3以後の案件については、工事内訳書が添付されていないのはなぜか。

事務局 Gとついている案件は業務委託案件のものです。内訳書を添付してもらうようにしているのは工事入札についてであり、測量、設計業務委託については添付義務がないためです。

竹下委員
事務局 積算がきちんとできているのか。
積算はしていると考えておりますが、添付義務は、他の自治体でも求めていると聞いております。

松原会長 No.13の下水道部の「青木内浜幹線改築工事」は緊急随契となっているが、これも災害復旧工事ですか。

計画整備課 この案件についてですが、下水道管が地下に埋設されていますが、この管が破損したことで、道路の陥没が生じました。そのため、陥没について緊急な対応が必要だということで、下水道として年間維持補修契約、これは指名競争入札で決定していますが、これをしている会社に対応させました。そして、さらに、その近辺の下水道管の腐食状況等を調べたところ、これも緊急な措置が必要だと分かり、この年間維持補修契約会社が施工実績及び能力も持っていたことから、随契で発注したものです。

松原会長 これは別の話になるが、都市下水道の補修整備については、個別ということではなく広域として計画的に考えていく必要があると思います。

竹下委員 次に、またクリーンセンターの関係で質問をさせていただきます。
クリーンセンターの工事については、前回の審議会で、どのような発注内容かくわしい資料をつけてほしいと要望したところ、今回は用意してもらい、中には、業者との質疑応答のものまで出してもらい、わかりやすいものであった。

さて、No.29の環境事業課「米子市クリーンセンターバグフィルターろ布取替工事」について質問しますが、

これらは、古くなったから交換というものと思うが、このような交換工事については、設備運転業務委託とか年間維持補修業務の内容がどうなっているのかとの関連が必要ではないかと思う。

部品として耐用年数が本来にきたための作業なのか、そうでないのかは、今回のような個別工事の資料だけでは不透明である。本当に耐用年数が来ているならともかく、恣意的な修理ということでは問題だと思う。

私としては、松江市のクリーンセンターの契約についても情報公開請求して資料を分析しているが、米子市にしても建設からほぼ10年経過し、今後、修繕箇所が大量に出てくると思う。

事務局

そのためには、年間を通しての運転業務委託契約や維持補修業務の契約内容も、一緒に検討する必要があるので、その資料も提出してもらいたい。

竹下委員

今回は、それらの資料については、この会場には用意はしていませんが、次回審議会がちょうどそれらの案件を契約する24年度上半期が、審議対象でもあることから次回の対応でよろしいか。

環境事業課

それをお願いします。さらに、この工事についてですが、入札参加申込みは3社ありながら、最終的には2社辞退し、1社での入札となっている。この工事でのバグフィルターは、代替品ではだめとあるが、それを仕入れることができないところは参加できないことにもなる。本当に代替品ではだめなのか聞きたい。

中村委員
事務局

このバグフィルターについては、きちんと機能するという点で実績があるものです。そして、このフィルターについては、3社とも仕入れることはできると聞いていたので、入札にしたものですが、残念ながら2社は辞退したものです。

その辞退の理由とかは聞いておられますか。

竹下委員

辞退の受付は入札契約課でしておりますが、今回は、入札参加申込をしたが、その後に積算作業をすすめて採算に合わないということで辞退すると話したところがありました。このような例は、予定価格を事前に公表していることと申込締切日は早めであることから、これまでもあった事例です。

事務局

このバグフィルター交換の入札について、18年度では落札率が85パーセントであったが、今回の23年度は97パーセントになっている。1社入札となると、落札率が高くなっていると思うがどうか。

なぜ落札率が上昇したのか理由がはっきりしないものですが、可能性のひとつとしては、年度が異なると市として設計の組み方が過去の例を参考にすることから、年数がたつほど判断材料が増えます。特に、土木工事のような標準積算があるものと違い、クリーンセンターのような場合、設計の組み方では、過去の実績も参考にすることがあると思います。

竹下委員
環境事業課

そのため、過去の落札実績から、その時期その時期の実勢価格を算出していくことで、落札金額と予定価格の差が小さくなっていくことはあると思います。

このバグフィルター交換は、これまで何機あったのか？

松原会長

平成23年度は2機で、過去は平成18年度19年度は、2年で6機あったはず。

事務局

さきほどの話では、災害復旧工事が大量にあり、入札参加者がなく随意契約となったというのがあったが、これは結局なんとか相手方が見つかったということか。見つからなかったということはないのか、改めて入札不調から随意契約に至った状況を説明してください。

さきほどの説明の補足となりますが、災害復旧工事としては全部で38件を入札しました。その中で参加申込者がなかったり、参加申込はしても、入札直前に辞退をして入札が不調になった例が続出しました。

しかし、このような場合でも、すぐに随意契約とするのではなく、再度、募集条件を変更して、例えば土木C級に出してなかったら土木B級やD級にまで参加枠を拡げたりして、入札参加者を募りました。

しかし、そのような努力をしても参加者がどうしてもなかったのが11件ありました。

これらの工事現場は、主に工事現場としては、例えば淀江町の山中の農道とかで、施工上困難なことから嫌われたものと思われました。

これらは、困難な場所ではあっても、農道であり、春の農作業に間に合わせるためには、どうしても年度内に工事完了をする必要のある場所でした。

そのため、現場に近く、現地状況をよく知っている業者に、なんとか見積合せに参加してもらい、2社見積により安い金額のところを契約先に決定したものです。

市の工事担当者としては、この見積合せに参加してもらおう業者を探すに当たり、現在の市の入札制度では、今回受けたから次の入札で優遇するというような材料はなく、引き受けたところも断ったところも、次の入札では平等にしなければならぬという中で、この工事の重要性を説明して相手方に理解を得て回りました。その結果、契約先の見つからない案件はありませんでした。

竹下委員

No.69の文化課の「史跡上淀廃寺環境整備工事」の入札において、書類不備で失格している会社は、市内でも大手だが、書類不備などという単純なことで失格とは信じられない。どんな不備か。

事務局

たしか総合評価方式入札において必要な配置予定技術者調書の添付忘れてあったと思う。

竹下委員

本当に取る気があったのだろうか。

事務局

入札書は提出していたので、その気はあったと思う。この手の書類添付忘れは実は珍しいことではなく、これまでも何件かありました。例えば、工事内訳書の添付忘れとか。

西村委員

入札前に書類不備について、指摘してあげることにはできないのか。

事務局

郵便入札方式としており、開札のその場でないと封筒の中になにが入っているか分からないので残念ながら指導ができません。

西村委員

郵便入札だからということであるけれど、入札としてはたくさんの方での競争性が高い方が良くと思うが、郵便は入札のときに開けるのか？

事務局

郵便入札での開札手順について説明させていただきますが、

入札書は工事内訳書と共に、指定封筒に入れて、入札日の前日を配達指定日とした期日指定郵便の手続を郵便局でもらってもらい発送してもらいます。

その届いた封筒を、入札時刻に、これは発注公表の時点で既に時間が決定して公表してありますが、入札会場で立会人を前にして開封することにしております。

この立会人というのは、入札者全員ではなく、入札参加申込はファクスで入札契約課に届けてもらいますが、その届け出順が1番、3番、5番の3人の方をお願いしております。

入札会場では、その立会人の方に、未開封であることを現物確認してもらってから開封を始めることにしております。

そのため、入札前に書類不備がある封筒かどうかの点検がしたくてもできない仕組みになっているのが現状です。

なお、書類不備があれば、立会人に確認してもらってから失格扱いとしております。

松原会長

その他にご質問はありますか。

中村委員

今のNo.69「史跡上淀廃寺環境整備工事」の工事では、公園としての植栽工事がありますが、この植栽というのは市の方から指定があるのでしょうか。それとも業者にお任せ？

事務局

設計書において指定はしております。

中村委員

指定されていることですが、工事内訳書を見ると、各社でこの植栽工は、かなりばらつきがあるようですが。

維持管理課

木の種類の指定としては、標準的に、高木、中木、低木とか樹幅の区分を指示し、本数も指定しています。

中村委員

それでも、各社の金額の差が大きいようですが、その木が指定どおりのものかチェックしておられますか。

土木課

私が、この工事の検査を担当しましたが、指示どおりのものであったことは確認しております。

中村委員

了解しました。

竹下委員

またクリーンセンターのことですが、No.30の環境事業課の「クリーンセンタークレーン関係整備工事」について聞きます。

環境事業課

この工事は、1社しかできないということ、随意契約になっているが、このクレーン整備というのは全国的に1社しかできないものなのですか。

製造メーカーが1社しかないということではなく、この工事内容としては、元々あるクレーンの部品交換であるので、その製造メーカーが特定されるために1社しかできないものです。

竹下委員

それは、他社ではできないような内容？

環境事業課

全体の中の一部の部品のため、全体的な運転のことを考えると、製造メーカー分ではしか対応できないものと考えています。

中村委員 その製造メーカーが倒産とか、部品がなくなった場合にはどうすべきか考えておられますか。

環境事業課 その場合には、全部を取り替えるか、又は特別に作ってもらうとかになるかと思えます。

中村委員 それは税金を使って？

事務局 ……（沈黙）

松原会長 最初にシステムが導入されると、それが前提条件となり、以後メンテナンスが特定の会社に頼らざるを得ない現状があるが、なんらの対策は必要かもしれませんね。

竹下委員 続いて、No.124の「二本木地区工場用地排水路強制排水施設土木工事（第1工区）」についてですが、この工事の発注表の記載を見ると、これは前回入札したが全員が失格基準価格を下回ったための再発注ということのようである。しかしながら、ついている資料は今回のものだけで、前回がどのような状況で全員が失格になったのか資料が出されておらず、これでは比較ができない。資料は隠さず、きちんと出してもらわないと審議ができないと考える。

事務局 この案件については、別の資料を隠す意図はなく、委員の皆さんから抽出してもらった案件について資料を作成するという作業の中で、形式的には前回入札は別入札であったため資料作成の対象としなかったもので、言われるように少し配慮するゆとりがあれば良かったと考えております。次に似たようなことがあれば、注意したいと思います。

竹下委員 続いて、No.168の「市道別所2号線改良工事」は、10社中7社が最低制限価格と同額の1902万2千円を出している。工事内訳も見ると、横並びの金額が出ることはないと思うが、どう分析しているのか。

事務局 今回ののは、最低制限価格と同額のもので、予定価格が公表され、積算ソフトをもっている場合、特に土木工事についてはそうであるが、最低制限価格ラインが算出しやすいことから、このような事例もよく出ているものです。

中村委員 クリーンセンターに関してですが、今後の耐用年数とか修繕見込みはどうなっているのでしょうか。聞くところでは、境港市のごみも受け入れることになるとのことで、ごみの量が増えると耐用年数にも関係があるのでは。

環境事業課 耐用年数については、一般に20年間と言われていますが、修繕補修措置により延命化を図るように努力をしております。境港市からのごみの搬入については、まだはっきりとした訳ではないのですが、延命措置はしていく必要があると思えます。今のところ、地元協議で平成43年度まで使用するとしておりますので、そこまではつなぎたいと考えております。

松原会長 長期的な都市ビジョンに基づいた公共施設の使用については、例えば先ほどの下水道もそうですが、長期的視点で考察する必要があると考えますね。

事務局 これについては、おしゃるとおりで、今、公共施設では、下水道施設にしろ、市営住宅や橋梁については、長寿命化計画というものを立てて対応することにしており、またこれを立てないと国からの補助金がもらえないような制約もあり対応しているつもりであります。

松原会長 その長期的な視点、計画というものを市民の人に分かりやすく説明する必要があるので、よく考えて対応してほしい。

竹下委員 クリーンセンターについて、米子市はストーカー方式で、ガス方式ではないと聞いたが、その違いをもう一度説明してほしい。

環境事業課 米子市の場合はストーカー方式で、原則24時間稼動をし、まず可燃物を焼却させ出た灰は溶融することにしております。今言われたガス方式というのは松江市でのことだと思えますが、これは製鉄の溶鉱炉のように、すべてを溶かす方式です。

竹下委員 ところで、今、全国的に政策評価方式での入札が拡がりつつあると聞いている。米子市も総合評価入札をしているが、良い方式であれば取り入れてほしいと考えている。

事務局 私としては、次回の審議会に提案させてもらおうと考えている。政策評価方式には課題がまだまだあるが、米子市の総合評価入札もベストとは考えておらず、今後も研究はしていきたいと思えます。

松原会長 これについては、国土交通省も動きが早いとは言えない。米子市が小回りよく対応しても良いのでは。例えば、災害復旧とか緊急対応に活躍してくる業者が大切にされるというのも必要なことと考えているが。

竹下委員 最後に言わせていただきたいが、私としては公共工事というのは馴れ合いではなく真に市民のためになるようにされるべきものと考えています。

そのためには、このような審議会では厳格に審議をすすめていくべきだと思います。

例えば、調べたら境港市では審議会がないが、米子市でのこの第三者委員会としての審議会の果たす役割は大きいと思うので、資料の提供については今後もしたいがよろしく願いしたい。

事務局

資料提供については、事前に要望をいただければ、当日までに用意させていただきますので、よろしく願いいたします。

松原会長

他にありますか。事務局からでも報告がその他としてありますか。

事務局

平成24年度における入札制度の改正について説明したいと考えておりましたが、時間がありませんので今日配布しました資料の概要だけご案内いたします。

一つは、工事希望型指名競争入札での2割非指名方式の見直しです。これは指名実績減点項目は失くし何回でも入札参加をできるようにし競争性を高めたことと、受注実績評価の下限を0点だったのを下限撤廃によりマイナス点もありとし受注が少ない業者の方が入札に参加しやすくいたしました。

二つ目としては、総合評価方式入札の見直しで、大きな改正としては受注実績評価項目を新設し、これまで工事成績の良い一部の業者のみに受注が偏っていた弊害を是正しようとするものであります。

松原会長

では以上で閉会といたします。

[午後4時30分終了]